

拠点設置

Chapter 2

2. 拠点設置～主な拠点形態の特徴

■ 現地法人・支店・駐在員事務所の一般的比較

	現地法人	支店	駐在員事務所
法人格	本社から独立した法人格→ ◎ 権利・義務は本社から遮断	独立の法人格なし→ △ 権利義務は日本の本社に直接帰属	
事業活動の範囲	◎ 外資規制等により制限が加えられる場合があるが、広く営利活動が可能	○ 外資規制等により制限が加えられる場合があるが、広く営利活動が可能。但し、国によっては、活動範囲・用途が限定される場合がある	△ 市場調査・宣伝活動等の販売促進活動・本社との連絡業務等の非収益活動に限定
メリット	◎ 要件を満たせば、投資優遇措置の利用が可能	◎ 本社の資本金等の信用を利用して許認可の取得・入札が可能	◎ 設置の手続が容易
デメリット	△ 設立・清算にコスト・時間がかかる場合が少なくない △ 本社とは別途資本金が必要	△ 投資優遇措置・税務上の軽減措置が利用できない場合が少なくない	△ 存続期間の制限が課せられる場合がある

※ 上記は、一般的な情報提供を目的とした概括的な比較であり、各国への進出を検討する際には、当該国の法制度を前提とした検討が必要である。



2. 拠点設置～各進出形態のメリット・デメリット

■ 完全子会社・合弁会社・M&Aの比較

進出形態	メリット	デメリット
完全子会社	<ul style="list-style-type: none"> • 経営の完全な支配 • 撤退が比較的容易 • 技術・ノウハウ・IPRの保護 	<ul style="list-style-type: none"> • ビジネス開始・拡大にコストと時間がかかる • FDI規制の可能性 • 取締役に住居要件が必要な場合、そのような取締役の確保が問題となる
合弁会社	<ul style="list-style-type: none"> • ビジネス開始・拡大が比較的容易 • 取締役に居住要件が必要な場合でも特に問題とならない 	<ul style="list-style-type: none"> • 適切なパートナーを見つけることが困難 • 経営を完全に支配できない • 厳しいコンプライアンス規制
M&A	<ul style="list-style-type: none"> • ビジネス開始・拡大が比較的容易 • 取締役に居住要件が必要な場合でも特に問題とならない 	<ul style="list-style-type: none"> • 適切なパートナーを見つけることが困難 • 経営を完全に支配できない • 厳しいコンプライアンス規制

※ 会社経営の完全な支配ができない合弁会社やM&Aの場合、定款や契約（合弁契約・株主間契約）によるガバナンス、及び人を送り込んで会社経営の管理・監督するガバナンスの両者が極めて重要

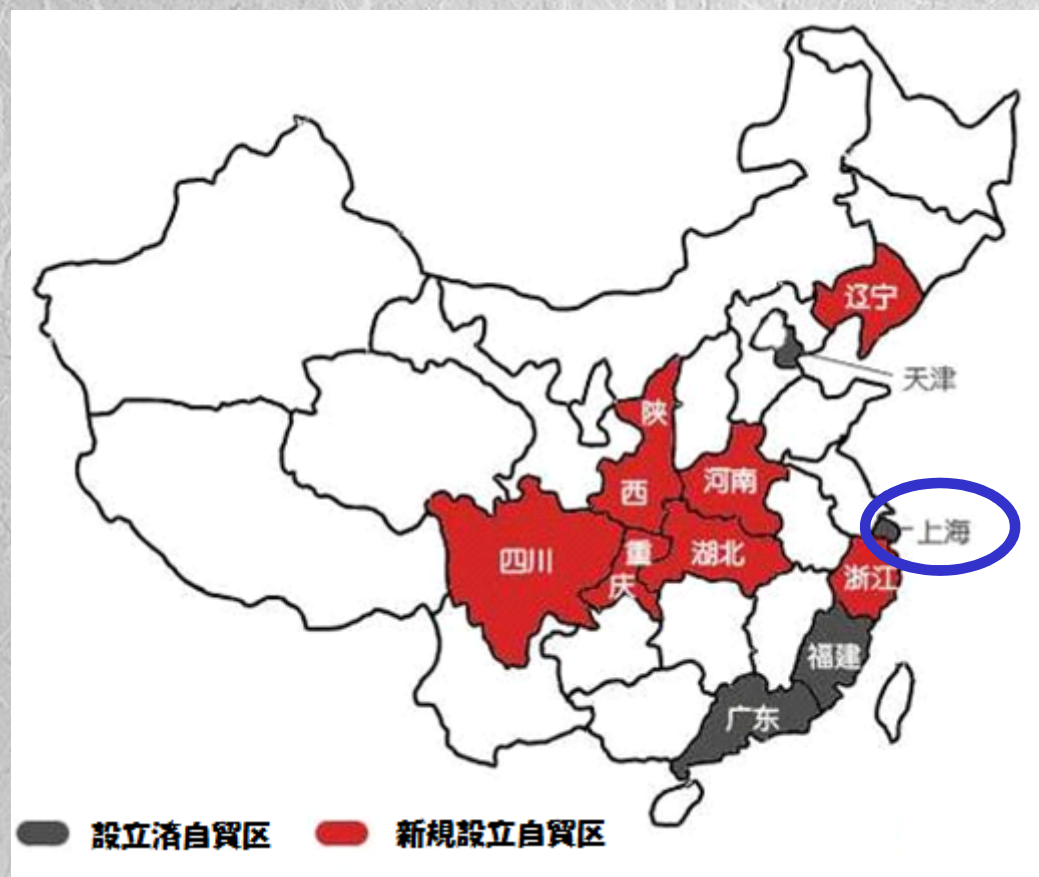
2. 拠点設置～各国取締役の居住要件

■ 取締役の居住要件

国	要件の有無	具体的要件	
		公開会社	非公開会社
インドネシア	△	■ 1名以上の取締役につき暫定居住許可書（KITAS）の取得等が必要（実務上）	
タイ	○	■ 取締役（5名以上）の半数以上をタイ居住者とする必要	■ 規定なし
ベトナム	○	■ 法定代表者（Legal Representative）はベトナムに居住（常駐）する必要あり ※ 30日以上ベトナムを不在にする場合、書面で他の者に法定代表者としての権利・義務を付与する必要	
フィリピン	○	■ 取締役（5名以上）の過半数をフィリピン居住者とする必要 ※ 居住の有無については、滞在実績や滞在目的から実質的に判断されている模様	
マレーシア	○	■ 取締役（最低2名）は、主たる住所又は唯一の住所をマレーシアに有することが必要 ※ 但し、新会社法では取締役1名以上が上記居住要件を充たせばよい旨の改正が予定されている	
中国	×	■ 取締役の居住要件について法律上規定はない（但し、会社の定款に居住要件を規定することは可能）	
シンガポール	○	■ シンガポールに通常居住する取締役が1名以上必要 ※ 通常居住者とは、シンガポールの①国籍保有者、②永住権保有者、③就労ビザ保有者でシンガポールに居住住所を有する者	
ミャンマー	○	■ 取締役（3名以上）の半数以上をミャンマー居住者とする必要	■ 規定なし
インド	○	■ 前暦年にトータルで182日以上インドに滞在した取締役を1名以上置かなければならない ■ 代表取締役（MD）、常勤取締役（WTD）は、選任日前連続12ヶ月以上インドに滞在している者である必要 ※ 上記要件を充たさないMD・WTDを選任する場合、中央政府の承認が必要	■ 左記規定の適用免除

2. 拠点設置～投資優遇策・経済特区(中国)

■ 中国：自貿区（自由貿易区）の分布



- 2013年9月
上海自貿区設立
- 2014年12月
天津・福建・広東自貿区設立
- 2016年8月
遼寧、四川、浙江、湖北、河南、重慶、陝西に自貿区を設立する予定と公表



2. 拠点設置～投資優遇策・経済特区(中国)

■ 中国：ネガティブリスト

➤ ネガティブリスト基本情報

- ・ 自貿区内（自由貿易区）に、投資禁止・制限業種というリスト
- ・ 中国政府が2015年4月30日より施行
- ・ 四つの自由貿易区（上海、天津、広東、福建）で統一適用

➤ 優遇策

- ・ ネガティブリスト以外の項目、自貿区内に会社設立可
- ・ 8月に最新優遇策公布
 - ① 適用除外:「外商投資ガイドライン」と「外商投資産業指導リスト」
 - ② 許認可⇒登録制度へ変更： 設立、合併、譲渡、出資方式等
- ・ 会社設立
 - オンラインシステム利用、ワンストップで手続完了可⇒2日に短縮



2. 拠点設置～投資優遇策・経済特区(タイ)

■ タイ：投資奨励法に基づくBOI投資奨励措置

➢ BOI恩典の概要

- ・ 投資委員会（BOI: Board of Investment）が実施する投資奨励措置
- ・ 外資規制の解除、税制上の優遇によりタイへの投資を奨励
- ・ 2015年1月に新しい方針を発表（特に国際統括本部、国際貿易センターへの投資奨励措置を追加）

	国際統括本部（IHQ）	国際貿易センター（ITC）
対象事業	関係会社に対する経営管理、事業計画立案、人材管理、財務管理、マーケティング、その他BOIが承認したサービス	商品、原材料、部品の購入・販売並びに貿易に関連するサービスの提供
申請要件	<ul style="list-style-type: none"> ■最低資本金1000万バーツ以上 ■タイを除く1カ国以上の関係会社 	<ul style="list-style-type: none"> ■最低資本金1000万バーツ以上
税務恩典	<ul style="list-style-type: none"> ■法人税の免税・軽減 <ul style="list-style-type: none"> - タイ国外の関係会社に対する支援サービス収入につき免除 - タイ国内の関係会社に対する支援サービス収入につき軽減 - タイ国外の関係会社株式の譲渡益に対する課税は免除 ■源泉税の免除 ■IHQ出向者の個人所得税の低減（15%） 	<ul style="list-style-type: none"> ■商品売買や国際貿易関連サービスに係る法人所得税の免除 ■源泉税の免除 ■ITC出向者の個人所得税の低減（15%）
税制以外の恩典	<ul style="list-style-type: none"> ■外資規制の解除（外国人による過半数又は全数の株式保有が可能） ■外国人による土地所有が可能 ■奨励事業に従事する外国人技術者・専門家の就労許可 	

2. 拠点設置～投資優遇策・経済特区(フィリピン)

■ フィリピン：PEZAの概要

フィリピン経済区庁 (PEZA: Philippine Economic Zone Authority)

➤ 登録が認められる企業・業種

登録要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記該当業種であること、且つ ■ 製品の70%以上を輸出する、又は海外顧客から総収益の70%以上を得ること
対象業種	<ul style="list-style-type: none"> • 輸出製造業 • ITサービスの輸出 • 観光業 • 医療観光業 • 農産物輸出製造業 • 農産物バイオ燃料製造業 • 物流・倉庫サービス • 経済特区開発・操業 • 設備供給者 • 公益事業

➤ PEZA登録企業への主な優遇措置

法人税	<ul style="list-style-type: none"> • 新規登録企業には4～6年の免税期間 • 事業を拡大している企業には3年間のさらなる免税期間 (新規登録から最長8年間) • 免除期間経過後も総収益の5% (通常の法人税は30%)
関税	<ul style="list-style-type: none"> • 一定の関税免除 (経済特区にもたらされる商品、資本設備、機械等にかかる関税等)
付加価値税	<ul style="list-style-type: none"> • 0%
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 輸入・輸出手続きの簡略化 • 役員等への外国人の雇用の容認 • 永住権取得要件の簡易化

2. 拠点設置～投資優遇策・経済特区(ミャンマー)

■ ミャンマー：ティラワとダウエーの現状

■ ティラワ第1期

延べ78社の進出が決定（うち日本企業は39社）

■ ダウエー

2014年7月に日本政府とミャンマー・タイが覚書を締結。8年以内にインフラ整備予定（現在整備中）

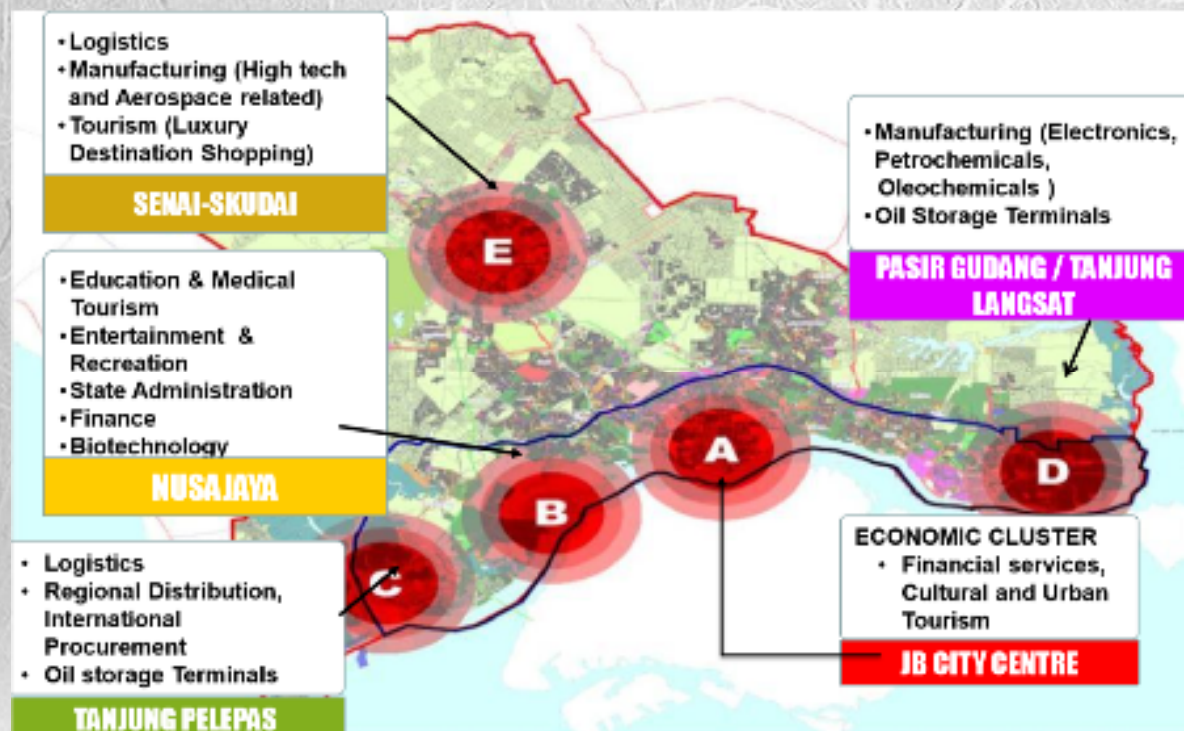
→ただし地政学的にきわめて重要



2. 拠点設置～投資優遇策・経済特区(マレーシア)

■ マレーシア：イスカンダル計画に伴う投資優遇措置

- イスカンダル計画とは、イスカンダル開発地域庁（IRDA）が主導するジョホール州南部の投資開発計画。
- 開発対象地域に外国資本を誘致するために、**6業種（①クリエイティブ、②教育、③金融コンサルティング、④保健医療、⑤物流、⑥観光）**について、ブミプトラ出資規制解除、所得税・源泉徴収税控除、国内外での資本調達許可、外国人労働者雇用に係る規制解除等の投資優遇措置が設けられている。



■ 5つのフラッグシップゾーン

- A：ジョホールバル都市部（金融・貿易）
- B：ヌサジャヤ地区（教育・医療）
- C：タンジュン・ペラパス周辺（物流）
- D：パシル・グダン周辺区（製造業）
- E：セナイ・スクダイ周辺区（ハイテク）

※IRDA作成、MICCI公表資料より抜粋

<http://www.micci.com/cacci2014/index.html>

2. 拠点設置～投資優遇策・経済特区(ベトナム)

■ ベトナム：特徴的な投資分野・地域

➤ 優遇を受ける投資分野・地域

- ・ 分野・新材料、エネルギー・ハイテク機器や農・水・林産物の育成・加工・先端技術やハイテクの使用、生態系の保護・労働集約型の産業・インフラの開発・建設等
- ・ 社会経済状態が特に困難な地域・ハイテク区・経済特区（※工業団地・輸出加工区）

* ハイテク区

- ・ ハイテク技術研究開発、人材育成、先端企業育成のための開発促進地域
- ・ 当該地域における投資→企業所得税の減免措置等を受けることができる
- ・ 課税所得発生以降4年間は免税、その後9年間は5%、その後2年間は10%、それ以降は25%)
- ・ 輸入税、土地のリース料、インフラ利用料も、他の地域に比して安価に設定され、地方政府の全面的なバックアップも期待できる
- ・ 日本企業も工業団地や輸出加工区等の優遇地域に進出するケースが圧倒的に多い。



2. 拠点設置～許認可手続の迅速化(インドネシア)

■ インドネシア：許認可手続の迅速化

投資調整庁長官規則2015年第14号

- 申請書が受理されてからわずか**3時間**で事業開始に必要な以下の8つの許可等を取得できる

1. 投資許可
2. 会社の設立承認証
3. 納税者番号証 (NPWP)
4. 会社登録証 (TDP)
5. 外国人労働者雇用計画 (RPTKA)
6. 外国人労働者雇用許可証 (IMTA)
7. 製造輸入業者認識番号証 (API-P)
8. 通関登録番号 (NIK)

<適格事業>

- a. 投資価額が1千億ルピア以上、又は
- b. インドネシア人を1000人以上雇用

投資調整庁長官規則2016年第6号による改正

- 適格事業が、以下へ拡大
 - c. 国内FTA（自由貿易協定）に該当する特定の工業・地域・場所
 - d. サプライチェーンの一部である**一定の工業分野に関連する会社**
 - e. 経済特区に所在する会社
 - f. 以下の事業分野における**一定のインフラ・プロジェクト**
 - 1) エネルギー・鉱物資源分野
 - 2) 情報通信分野
 - 3) 運輸分野
 - 4) 公共事業・住宅分野
- 既存の投資許可の拡張の申請の際にも利用可能であることが明文化**

当法人概要

弁護士法人マーキュリー・ジェネラル

Mercury General LPC & Partners

東京事務所：東京都千代田区富士見1-6-1 フジビュータワー飯田橋903

TEL：03-5215-8875 FAX：03-5215-8876

大阪事務所：大阪市北区堂島浜1-4-16 アクア堂島NBFタワー11階

TEL：06-6344-4800 FAX：06-6344-4801

法人の特色：日本人弁護士がインド，シンガポールに駐在

外国法事務弁護士1名（原資格国：インド）、中国律師1名が所属

WEBサイト：<http://www.mercury-law.com/>



当法人概要

【主要取扱分野】

企業法務，倒産・事業再生，M&A

中国法務，インド法務，シンガポールを中心とする東南アジア法務

【ネットワーク】

中国： 現地法律事務所（上海、北京を含む各地の法律事務所）と提携

香港： 現地法律事務所（SIT, FUNG, KWONG & SHUM）と提携

インド： 現地法律事務所（PRA LAW OFFICES）と協働体制

シンガポール： 現地法律事務所（Harry Elias Partnership）と提携

その他，マレーシア，タイ，フィリピン，インドネシア，ベトナム，ミャンマー，スリランカ，ブルネイ，ドバイ，ブラジル等の法律事務所・会計事務所等とも連携。

クライアントのニーズに合わせた専門家の紹介やチーム組織等を行っている。